

## 計画に対する質問事項についてのご回答

平成 29 年 8 月 4 日

名鉄赤沢自主防災会長 殿

東京都中央区八丁堀四丁目 1 番 3 号

宝町 TATSUMI ビル 2 階

伊豆メガソーラーパーク合同会社

代表社員 ハンファエナジージャパン株式会社

職務執行者 朴 聖龍



共同事業者 シリコンバンク株式会社

代表取締役 名畑 和政

弊社が計画しております、伊東市八幡野における「(仮称)伊豆高原メガソーラーパーク発電所」太陽光発電事業に関しまして、平成 29 年 7 月 15 日に開催した説明会において貴会より申し入れのあった計画に対する質問事項について、以下のとおりご回答申し上げます。また、計画に対する質問事項の冒頭にあります、4 月 2 日及び 4 月 7 日の説明会に対し説明会の体をなしていないとありますが、弊社としましては説明会を開催し説明及び質疑回答をしておりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

### A. 基本事項

1. 敷地面積等は水平投影面積ですね

即・ご推察の通りです。

2. 敷地面積の内側 30m の残置森林も水平投影距離ですね

即・ご推察の通りです。

3. 伊豆メガソーラーパーク合同会社への親会社 2 社の出資比率

即・ハンファエナジージャパン株式会社が 75%、シリコンバンク株式会社が 25%となります。

4. 計画の基本方針は自然環境を十分に生かし自然との調和がとれた設計とする 特に自然の地形を  
変えることにより発生が懸念される災害については未然に防ぐことを責務とし、防災、排水、緑化  
及び自然環境保全等に留意した計画とするとあるが発生が懸念される災害とは具体的に何か 留  
意した計画とは具体的に何か

書 ・発生が懸念される災害につきましては、森林法第10条の2第2項に定められております以下の  
災害と考えております。

1)災害の防止：森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や  
崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

2)水害の防止：森林のもつ水害防止のはたらきが、開発することによって失われ、水害を発生さ  
せるおそれがないこと。

更に、県で指定されている土砂災害（特別）警戒区域、山地災害危険地区等における土砂災害が  
懸念される災害であると考えております。

また、留意した計画につきましては、全体面積に対する森林率を従前の計画より増やし、造成す  
る面積を減らす等、自然環境の保全に努めております。

## B. 土砂災害

1. 調整池、沈砂池、調整地のろ過装置、余水吐~~水~~について機能と操作、制御方法 設計基準の降雨量  
(mm/hr) 及び総雨量 (mm/day) 池及びろ過装置の構造 調整池とろ過装置及び沈砂池を通過する  
降雨面積の範囲<sup>(2.0-2)</sup>浚渫頻度と一回当たりの浚渫数量及びその装置

書 ・県及び市で規定されている、流量計算及び沈砂池を含む調整池設計基準に基づき設計を行い、下  
流部への土砂等の流出を防止します。

事業区域内には、地形や造成面によって算定された流域面積に対する必要調整容量に対し、その  
容量を超える沈砂池を含む調整池を三か所設置し、下流部の八幡野川が氾濫しないように適切  
な量を放流します。造成面及びソーラーパネル面に降雨した雨水につきましては、必要箇所に設  
置された側溝を流れ、各調整池に流れ込み、排出容量を調整し下流部である八幡野川に流します。  
万が一、土砂等により調整池に向かう排水側溝が詰まった場合でも、造成面には数パーセントの  
勾配がついており、排水側溝を流れずとも各調整池に流れ込むような、二重の安全対策を計画し  
ています。

調整池は基本的に地山への堀込式とし、法面にはファブリフォームにて保護を行います。

降雨強度につきましては、50年確率短時間降雨強度の30分104mm/h及び100年確率短時間降雨  
強度の30分114mm/hで設計を行っております。また、設計基準で総雨量を算定する規定があり  
ませんが、伊東市八幡野地区に一番近い観測点である天城山の気象庁の過去の気象データによる  
と、1983年8月17日の日降水量の627mmが当該観測点における1位となっております。

工事中の対策として、調整池にろ過装置を設置し、八幡野川への泥水の流出を防止します。板形  
状のフィルターを池に設置し、放流手前で濁水进行处理します。また、濁水処理装置を設置し、高  
分子マイクロフィルターによる物理的流過による土粒子の除去を行い、同様に放流します。

調整池 1 (対象流域約 46ha) につきましては必要調整容量約 35,600 m<sup>3</sup>に対し約 38,800 m<sup>3</sup>、調整池 2 (対象流域約 19ha) につきましては必要調整容量約 20,100 m<sup>3</sup>に対し約 22,100 m<sup>3</sup>、調整池 3 (対象流域約 6ha) につきましては必要調整容量約 5,600 m<sup>3</sup>に対し約 5,700 m<sup>3</sup>となり、総必要調整容量約 61,300 m<sup>3</sup>に対し約 66,600 m<sup>3</sup>を確保しています。

浚渫頻度につきましては、工事中においては年 4 回、工事終了後につきましては 5 年に 1 回を計画しております。1 回当たりの浚渫数量につきましては、沈砂している容量が対象となります。大型の調整池にはメンテナンス用スロープより重機にて浚渫を行い、浚渫した土砂等は場外搬出を考えております。(8 月 4 日現在、宅地造成等規制法許可申請及び林地開発許可申請の審査中であり、各数量に関しては今後変更する場合がございます。)

2. 昨今の大雨特別警報発生状況から見て、採用している設計基準では全く不十分であるので見直しが必要である。なぜなら、設計基準を超える大雨による被害が発生しないようにするのが最重要課題であり事業者の責任である

書 ・本事業により土砂の崩壊が起ることのないよう、県及び市で規定されている流量計算及び沈砂池を含む調整池設計基準に基づき設計を行い、下流部への土砂等の流出を防止します。

3. 近隣での発生実績として S51.7 東伊豆町で 13 万 m<sup>3</sup>の深層崩壊 H3.9 下田市で 12 万 m<sup>3</sup>の深層崩壊 H25.9 伊豆大島で台風 26 号により表層崩壊 雨量は 122mm/hr 824mm/d これらの崩壊対策として残置森林面積を 5%増やしたり調整池の設置で防げるとは思えないと考える 防げるとする論拠は何か

書 ・平成 22 年 8 月 11 日付、国土交通省河川局砂防部より出された深層崩壊に関する全国マップにおける深層崩壊推定頻度マップによると、伊豆半島は「低い」及び「特に低い」地域となっております。しかし、「低い」地域で 1976 年 7 月 11 日の豪雨による深層崩壊(静岡県賀茂郡東伊豆町)が起きており、「低い」及び「特に低い」地域でも起こりうる災害であることがわかります。同ホームページにある中部地方整備局深層崩壊溪流(小流域)レベル評価区域図においても評価が低い「相対的な危険度のやや低い溪流」及び「相対的な危険度の低い溪流」になっております。これらの資料より、崩壊頻度や発生危険度が低い地域であっても起こりうる災害であることから、できる限り森林を残した計画とし、近年における急激な降雨に対して対応できる調整池を設けるなど、同様な災害が起こらないよう安全な計画とします。(参考：深層崩壊に関する全国マップ、中部地方整備局深層崩壊溪流(小流域)レベル評価区域図(国土交通省))

4. 調整池の近傍で表層崩壊あるいは深層崩壊が発生した場合には調整池が崩れて大洪水になるのではないか ならない論拠

書 ・深層崩壊等の災害が起こることのないよう、県及び市で規定されている流量計算及び沈砂池を含む調整池設計基準に基づき設計を行い、下流部への土砂等の流出を防止しますので、調整池が崩れて大洪水になることはありません。